たくましく発展を続ける
北の都さっぽろ



札幌市では、自然環境を守り快適な文化生活を営むために、都市生活の要といえる下水道事業に積極的に取り組んできた結果、ほとんどの市民が下水道を利用できる高水準の普及状況となっています。

下水道の働きを十分に発揮させるために、下水道の利用ができるようになった地域の方には、トイレを水洗化したり、台所や浴室等からの汚水を公共下水道まで流す排水設備を設置したりしていただく必要があります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

CONTENTS

1 水洗トイレでさわやかな日々を …… 1
2 排水設備と公共下水道 …… 2
3 下水道の使用上の注意 …… 4
- 3-1 下水道に流してはいけないものがあります …… 4
- 3-2 屋内のトイレ、台所、洗面台などがつまった場合は …… 4
- 3-3 屋外の下水道管がつまったときは …… 5
- 3-4 流し台や洗面台などの排水口から悪臭がする場合は …… 5
- 3-5 半地下構造物は溢水対策が必要です …… 6
- 3-6 グリース阻集器設置のお願い …… 6
- 3-7 単体ディスポーザは設置できません …… 6
- 3-8 単体ディスポーザの悪質訪問販売にご注意ください …… 7
- 3-9 排水設備（宅地内の排水管・私設ます）の点検商法にご注意ください …… 7

4 下水道使用開始の手続 …… 8
- 4-1 業者選定と設計・見積り …… 9
- 4-2 工事の前に必ず届出を …… 9
- 4-3 助成制度をご利用ください …… 10
- 4-4 市街化区域受益者負担金 …… 11
- 4-5 市街化調整区域工事分担金 …… 11
- 4-6 下水道使用料 …… 13

5 私道の公共下水道、排水設備設置に関する制度 …… 13